

財務 VOL.23

再確認しておきたい上場株式等に係る確定申告

先週の水曜日から確定申告期間が始まりました。会計事務所等への必要書類の送付はお済みでしょうか？

確定申告のうち、事業所得や不動産所得に関しましては、先生方もよく御存知であると思われる。

しかし、株式又は証券投資信託のうち金融商品取引市場に上場されているもの(以下、「上場株式等」とします)の配当又は分配(以下、「配当等」とします)による収益もしくは上場株式等の譲渡損益についてはいかがでしょうか？

この分野につきましては、**近年立て続けに改正**がございましたので、よく分からないという先生もいらっしゃるかもしれません。今回は、上場株式等の配当等及び譲渡損益に係る確定申告について、今一度確認の意味で整理させていただきます。

①そもそも確定申告は必要なのか？

まず、上場株式等の配当等の確定申告は**不要**です。(※これは、上場株式等の配当等の**7%の所得税及び3%の住民税が源泉徴収**されているためです。)

また、上場株式等の譲渡損益についても、**必ずしも確定申告が必要な訳ではありません**。御存知の方もいらっしゃると思いますが、再確認の意味で下記の分類をご覧ください。

特定口座	{	源泉徴収あり	→ 確定申告不要
		源泉徴収なし	→ 確定申告必要
一般口座			→ 確定申告必要

まず、上場株式等の管理及び譲渡を行う口座には「**特定口座**」と「**一般口座**」の2種類があります。

一般口座の場合及び特定口座のうち「**源泉徴収なし**」の場合は当然のことながら確定申告が**必要**ですが、特定口座のうち「**源泉徴収あり**」の場合は確定申告が**不要**です。(※これは、配当等と同様、譲渡益の**7%の所得税及び3%の住民税が源泉徴収**されているためです。)

また、特定口座の場合には、その年の上場株式等の配当等及び譲渡損益が「**特定口座年間取引報告書**」という書類にまとめられていますが、一般口座の場合には、その年の上場株式等の配当等及び譲渡損益を一銘柄ずつ**ご自身で計算しなければなりません**。

なお、念のためお断りしておきますが、「源泉徴収あり」を選択していないからといって、**税金の支払を免れるという訳ではありません**。一般口座の場合には、1回に支払を受

ける金額が**30万円**を超える場合に「支払調書」が税務署に提出されますし、特定口座の場合には、「特定口座年間取引報告書」が税務署に提出されます。

いずれにしても、**結局は税金を支払わなければならない**のですから、手間のかからない「**特定口座**」で、かつ**源泉徴収あり**」を選択されることを強くお勧め致します。

②それでも確定申告をする理由

①において、確定申告が不要であるのご説明させていただいた場合であっても、**多くの方は確定申告をされています**。なぜでしょうか？

結論から申しますと、「**損**」と「**益**」を**相殺**するためです。

まず、上場株式等に係る確定申告をした場合には、上場株式等の譲渡損を、他の上場株式等の配当等又は上場株式等の譲渡益と相殺することができます。

また、上記の相殺をしても、なお相殺しきれなかった損失(以下、「**上場株式等に係る譲渡損失**」)とします)がある場合には、その**損失の生じた年から3年以内**であれば、その損失の金額を翌年以降に生じた上場株式等の配当等又は上場株式等の譲渡益と相殺することができます。

なお、損失の繰越にあたっては、**確定申告が要件**となりますので、上場株式等に係る譲渡損失がある場合には、**必ず確定申告**をして下さい。

③確定申告をすると損なケースも？

ただし、例えば、「特定口座」で、かつ源泉徴収あり」を選択しているため、**本来なら確定申告をする必要はない**のですが、前年以前から繰越している上場株式等に係る譲渡損失があるため、**確定申告を行い**、今年の上場株式等の配当等又は上場株式等の譲渡益(以下、譲渡益等とします)を相殺し、すでに差引かれている**源泉所得税等の還付を受けようとする場合**には要注意です。

譲渡益等を確定申告することで、その譲渡益等は**ご自身の所得に合算**されるため、一定の所得金額が適用の要件となっている所得控除や税額控除、所得金額を基準に計算される国民健康保険料等に影響が生じる可能性があります。

(参考)

- ・ 住宅ローン控除の適用…所得金額3,000万円以下
- ・ 配偶者控除・扶養控除等の適用…所得金額38万円以下

■ お知らせ

レポートの内容は、基本的に弊社が体験した経営上の課題を分かりやすく解説し、少しでも日々の経営に役立てて頂けるように作成しておりますが、「もっと詳しく知りたい」・「こんな話題も取り上げて欲しい」等のご要望がございましたら、**倶楽部会員専用メールアドレス**にてお問合せ下さい。また、「**具体的な相談に乗って欲しい**」というご要望がございましたら、「**無料経営相談**」をお申込み下さい。詳しくは、<http://now.amcp.biz> をご覧下さい！